

門真市一般委託・物品等入札及び見積参加資格審査申請書 提出要領（追加受付）

門真市（上下水道事業含む。以下同じ。）が発注する令和8年度から令和10年度までの一般委託・物品等について、入札及び見積りに参加される業者は、本要領により申請書を提出してください。

なお、令和7年度に既に登録している方は、業種の追加等が無ければ、再度申請書を提出する必要はありません。

1 申請者に必要な資格

次の(1)～(7)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。なお、未成年者若しくは被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。

- (5) 次の各国税を滞納しておらず、かつ、証明書が提出できる者であること。
- ・法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税(税務署発行 その3の3)
 - ・個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税(税務署発行 その3の2)
- (6) 市内業者(本店の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者)又は準市内業者(本店の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者)にあっては、市税を滞納しておらず、かつ、調査に関する同意書を提出できる者であること。**※門真市役所にて証明書の発行を受ける必要はありません。**

(7) 営業に関し、必要な官公署の免許、許可、認可又は登録を受けている者であること。

2 申請業種

(1) 申請業種の種類

別紙「申請業種(コード)一覧表」のとおり

(2) 登録可能な業種数

登録できる業種は小分類単位で**20業種**まで

※ 指名競争入札及び指名見積りの際の参考資料とさせていただきます。

3 申請期間 令和7年10月1日から令和7年11月30日まで(当日消印有効)

※申請期間中に申請書類の郵送が無い場合、受付システムのみ登録されていたとしても受付はできません。

4 申請方法

次の(1)及び(2)の手続きが必要です。

(1) 申請書類の郵送 (※門真市業者登録受付システムにおいて入力した必要事項を印刷したものを含む。)

(2) 門真市業者登録受付システムへの登録

入札参加資格申請を提出される申請業者は、下記URLから門真市業者登録受付システムへの登録が必要になります。一時保存の状態で終わらせずに、必ず登録完了までの手続きを行ってください。

(https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN_NO=0223&BUKYOKU_NO=01)

5 提出書類

「提出書類一覧表(一般委託・物品等)」のとおり

6 有効期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(令和8年度～令和10年度)

7 発注

発注については、原則一般競争入札を行うこととしております。案件は本市ホームペー

ジの下記 URL にて掲載いたしますので、入札参加資格が有効となった場合は、随時ホームページをご確認ください。

・一般委託

市政情報>入札・契約>発注案件情報(委託、賃貸借等)

https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/itaku_chintaishakunado/index.html

・物品、修繕

市政情報>入札・契約>発注案件情報(物品、修繕)

https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/buppin_shuzen/index.html

8 その他

(1) 次の各号に留意して作成してください。

ア 業者登録受付システムの「所在地区分」

- ㊦ 市内業者（本店の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者）
- ㊧ 準市内業者（本店の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者）
- ㊨ 市外業者（市内業者及び準市内業者を除いた者）

イ 業者登録受付システムの「事業者規模」

- ㊦ 中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条に規定する中小企業者（主として営む事業が属する業種に応じ、次表の「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」の要件のいずれかに該当するもの）

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～⑦に掲げる業種を除く。）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5 千万円以下	100 人以下
④小売業	5 千万円以下	50 人以下
⑤政令指定業種のゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
⑥政令指定業種のソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下

⑦政令指定業種の旅館業	5 千万円以下	200 人以下
-------------	---------	---------

(イ) 大企業(中小企業に該当しない業者)

ウ 業者登録受付システムの「登録を希望する業種」

第1 希望から順に希望する申請業種の大分類コード及び小分類コードを選択してください(最大 20 業種)。小分類コードに「その他(具体的に記入)」を選択した場合は、具体的な内容を記入してください。

※「その他(具体的に記入)」を選択しない場合は記入は不要です。

エ 国または地方公共団体との取引実績がある場合は申請業種(小分類単位)ごとに最大 3 つまで記載してください。

- (2) 提出書類は、提出書類一覧表を参照し番号順にホッチキスなどで綴じてください。
- (3) 申請期間後の申請は一切受付致しません。
- (4) 申請書類の内容に不備がある場合、又は不足書類がある場合は、受付致しません。
- (5) 申請書類の内容は事実に沿って記載して下さい。記載内容が事実と異なる場合又は虚偽の申請等不正な行為をした場合、入札参加資格を取り消す場合や入札に参加できない場合があります。
- (6) 提出する証明書類は、申請時 3 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- (7) 審査結果は令和 8 年 4 月 1 日に本市ホームページにて令和 8 年(2026 年)度入札参加資格者名簿の公表を行うことで通知に代えさせていただきます。

なお、名簿は次のア～ウのとおり公表し、また情報公開請求があった場合は、門真市情報公開条例に基づき公開をすることとなりますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

ア 公表内容

業者番号、業者名、所在地及び電話番号

イ 公表期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ウ 公表方法及び場所

本市ホームページに掲載するとともに、庁舎内の情報コーナー及び泉町浄水場庁舎内ロビーにおいて、閲覧に供します。

- (8) 申請後、次に掲げる事項に変更がある場合、速やかにその旨を記載した変更届に必要な添付書類を添えて届け出てください。(郵送可)

なお、登録する業種の追加、希望業種順位の年度途中での変更は、認めません。次年度の入札参加資格審査申請の際に改めて申請を行ってください。詳しくは本市ホー

ムページの下記URLにてご確認ください。

市政情報> 入札・契約>入札参加資格関係>入札参加資格申請の届出内容の変更について

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/nyuusatu/24972.html>

ア 申請者又は受任者（以下「申請者等」という。）の商号又は名称

イ 申請者等の役職又は氏名（代表者が同一である場合は、重複登録できません。）

ウ 申請者等の所在地、電話番号、ファックス番号又はメールアドレス

※ 電子メール等にて見積依頼通知や指名競争入札通知等を行うことがあるため、営業担当者等個人のメールアドレス又は電話番号で登録を行う場合、担当者変更の際の変更届の提出は遺漏のないようお願いします。

エ 申請者の印又は受任者の使用印

オ 申請者が法人の場合、その資本金

カ 申請者等の営業に関し必要な官公署の免許、許可、認可、登録又は許認可の状況

キ 会社の合併、分割、事業譲渡又は本市入札参加資格の取下げ

※ 詳しくは本市ホームページの下記URLを参考にしてください。

市政情報>入札・契約>入札参加資格関係>合併・事業譲渡・会社分割の届出、入札参加資格の取下届出

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/nyuusatu/16116.html>

(9) 申請後、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて届け出てください。

ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

イ 営業停止命令を受けたとき。

ウ 破産者で復権を得ない業者となったとき。

エ 民事再生法（平成11年法律第226号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき若しくは再生計画の認可がなされたとき。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを行ったとき、更正手続開始の決定があったとき若しくは更正計画の認可がなされたとき。

(10) 令和7年度に既に登録をしている方で、今回、登録している業種の追加、変更がある場合は、様式1「門真市一般委託・物品等入札及び見積参加資格審査申請書」の右上の追加登録の欄に○を付けた上で、「提出書類一覧表（一般委託・物品等）」に従って必要書類を添えて、3の申請期間内に郵送で提出して下さい。その場合、同表の2から9まで、12及び15の書類は提出不要です。

- (11) 同一の代表者で2つ以上の申請がある場合については、そのうち1つのみを受付します。ただし、同一の代表業者が組合に属している場合は除きます。

9 郵送先及び問い合わせ先

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市役所総務部総務課契約グループ

電話 直通 06-6902-5746

大代表 06-6902-1231 (内線2216～2218)

代表 072-885-1231 (内線2216～2218)

メールアドレス sanka@city.kadoma.osaka.jp

※ 申請期間は電話問い合わせが殺到する可能性がありますので、原則上記メールアドレスにてお問合せをお願いします。